

東かがわ市告示第10号

東かがわ市教育福祉等連携事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月17日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市教育福祉等連携事業実施要綱（令和6年東かがわ市告示第28号）の一部を改正する告示

東かがわ市教育福祉等連携事業実施要綱（令和6年東かがわ市告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------|--|
| (事業の内容) 第3条 略 | (事業の内容) 第3条 実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 医師、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等による専門的な相談活動</u> |
| <u>(1)～(5)</u> 略 | <u>(2)～(6)</u> 略 |

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。